

池田市立学校における学校運営協議会の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合

(2) その他、特別の事情により、協議会が必要と認めた場合

(会議の公開の方法等)

第3条 会議の公開は、傍聴によるものとする。

2 会長は、会議を円滑に運営するために会場の秩序維持に努めるものとする。

(傍聴の定員等)

第4条 傍聴の定員は、5名とする。

2 会議を傍聴する者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。なお、傍聴人が定員を超えている場合には、先着順により傍聴人を決定するものとする。

(傍聴要領の周知等)

第5条 協議会は、傍聴要領を作成し、これを配付し、傍聴人への周知を図らなければならない。

2 傍聴人は、傍聴要領を遵守しなければならない。

(会議資料の提供)

第6条 協議会は、傍聴人に会議次第及び会長が必要と認める資料等を配付する。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表するものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した「協議会開催のお知らせ」を、学

校ホームページ若しくは当該対象学校作成文書の配布などにより行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 議題
- (3) 会議の開催日時及び場所
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 傍聴手続き
- (7) 問い合わせ先

(会議録の閲覧)

第8条 協議会は、会議開催後すみやかに会議録を作成し、支障のない限り、会議録及び会議資料を当該対象学校で閲覧に供するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、各対象学校において行うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。